

令和7年度 水質検査計画

松茂町上下水道課

水質検査計画 目次

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水道の原水、浄水の水質状況、水質管理上留意すべき事項
4. 水質検査に関する事項
5. 水質基準及び検査方法
6. 臨時の水質検査に関する事項
7. 水質検査計画及び検査結果の公表
8. 関係機関との連携等

1. 基本方針

松茂町では、安心・安全な水道水の供給を行うため、水道法に基づく水質基準を順守することを目的として、水道水質検査計画を策定し、これに基づいた水質検査を実施します。

- 1) 検査地点は、水質基準が適用される給水栓及び水源とします。
- 2) 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目等とします。
- 3) 検査項目及び検査頻度については、「4. 水質検査に関する事項」のとおりとします。

2. 水道事業の概要

1) 主要統計（令和7年4月1日現在）

行政区域内人口	14,286人
給水人口	14,286人
給水戸数	6,987戸
計画1日最大給水量	18,500m ³
1日最大給水量	8,199m ³
1日平均給水量	6,602m ³

2) 水道施設の状況

松茂町上水道施設

旧吉野川の表流水を原水として、松茂町浄水場で浄水処理をし、松茂町給水区域に給水しています。

水源の名称	旧吉野川
水源の種類	表流水
浄水場の所在地	板野郡松茂町広島字北ノ川
浄水処理方法	塩素消毒、高速凝集沈殿、急速ろ過
浄水処理使用薬品	凝集剤：ポリ塩化アルミニウム（PAC） 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム その他：粉末活性炭（臭気物質上昇時のみ使用）
浄水能力	13,000m ³ /日
浄水池・配水池	1池：800m ³ ・1池：9,500m ³

3. 水道の原水・浄水の水質状況及び水質管理上の留意事項

松茂町は、旧吉野川の表流水を水源とし、松茂町浄水場で高速凝集沈殿池及び急速ろ過池等の施設で浄水処理をおこなっています。渇水期や上流からの生活雑排水等の影響を受けやすい川の最下流に水源があるため、異臭味対策を要する時期には、粉末活性炭の注入等、原水の状況に応じた浄水処理で適宜対応しています。

今後も引き続き、徹底した水質管理を行い、安心・安全な水道水の供給に努めます。

4. 水質検査に関する事項

水道法に基づく水質検査の採水地点及び検査項目は、下記のとおりです。

原水検査

	採水地点	検査項目	検査回数
①	取水塔付近：旧吉野川 (松茂町広島)	水道水全項目（39項目） 臭気物質（2項目） クリプトスポリジウム等（2項目） 指標菌（2項目）※大腸菌：年8回 管理目標設定項目検査（1項目） ※PFOS・PFOA	年4回 年4回 年12回 年12回 年1回

浄水検査

	採水地点	検査項目	検査回数
②	松茂町浄水場	残留塩素、pH、味、臭気、濁度、色度	1回以上／日
③	消防団第4分団詰所 (松茂町長原)	水道水全項目（52項目） 臭気物質（2項目） クリプトスポリジウム等（2項目） 月例項目検査（12項目） 管理目標設定項目検査（20項目）	年6回 年4回 年6回 年6回 年1回
④	長岸集会所 (松茂町長岸)	月例項目検査（12項目）	年6回

詳細は、採水地点位置図のとおりです。

5. 水質基準及び検査方法

水道法第20条第1項及び水道法施行規則第15条に基づく水質検査及びクリプトスポリジウム対策指針等に基づく検査については、厚生労働大臣登録機関に委託しております。②浄水場での検査は、浄水場職員が実施しています。

6. 臨時の水質検査に関する事項

次の場合等、水道水が水質基準に適合しないおそれがある場合は、臨時の水質検査を行います。

- ①水源の水質が著しく悪化した場合。
- ②水源に異常があった場合。
- ③水道利用者と消化器系感染症が流行した場合。
- ④浄水過程において異常があった場合。
- ⑤配水管等の大規模な工事をした場合。
- ⑥水道施設が著しく汚染されたおそれがある場合。
- ⑦その他特に検査が必要と認められる場合。

7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、毎事業年度の開始前に策定して公表します。なお、水質検査計画については、過去のデータと最新の検査結果等を参考に検討を行い、状況に応じてその都度内容を見直します。

8. 関係機関との連携等

松茂町上下水道課では、保健所及び分析機関と連絡を密にし、水質異常に即応できる体制を整えるとともに、他の自治体等と水道に関する情報交換を行い、水道技術の向上を図ります。

主な関係機関

国土交通省水管理・国土保全局 水道事業課
国土交通省徳島河川国道事務所 河川管理課
徳島県生活環境部 環境管理課
徳島県県土整備部 水環境整備課
徳島保健所

松 茂 町 全 図

①	取水塔付近：旧吉野川	原水
②	松茂町浄水場	浄水
③	消防団第4分団詰所	浄水
④	長岸集会所	浄水



この地図は、平成15年修正の1:10,000松茂町全図より、縮図複製して複製したものである。

飲料水水質検査項目と水質基準

水道法（昭和32年法律第177号）第4条第2項の規定に基づく省令

厚生労働省令第101号（平成15年5月30日）〔最終改正 令和2年3月25日厚生労働省令第38号〕

区分		番号	項目	基準値	浄水 全項目検査	原水 全項目検査	月例定期 項目検査
健康に関する項目	病原微生物	1	一般細菌	100個/mL以下	○	○	○
		2	大腸菌	検出されないこと	○	○	○
	金属類	3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	○	○	
		4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	○	○	
		5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	○	○	
		6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	○	○	
		7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	○	○	
		8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	○	○	
		9	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	○	○	○
	無機物	10	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	○	○	
		11	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	○	○	
		12	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	○	○	
	有機物	13	四塩化炭素	0.002mg/L以下	○	○	
		14	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	○	○	
		15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	○	○	
		16	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	○	○	
		17	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	○	○	
		18	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	○	○	
		19	ベンゼン	0.01mg/L以下	○	○	
	消毒剤・消毒副生物	20	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	○	○	
		21	塩素酸	0.6mg/L以下	○		
		22	臭素酸	0.01mg/L以下	○		
		23	クロロホルム	0.06mg/L以下	○		
		24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	○		
		25	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	○		
		26	ブロモホルム	0.09mg/L以下	○		
		27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	○		
		28	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	○		
		29	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	○		
		30	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	○		
		31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	○		
性状に関する項目	金属類	32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	○	○	
		33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	○	○	
		34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	○	○	○
		35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	○	○	
		36	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	○	○	
	無機物	37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	○	○	
		38	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	○	○	
		39	蒸発残留物	500mg/L以下	○	○	
	有機物	40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	○	○	
		41	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	○	○	
		42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	○	○	
		43	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	○	○	
		44	フェノール類	0.005mg/L以下	○	○	
	その他	45	塩化物イオン	200mg/L以下	○	○	○
		46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	○	○	○
		47	pH値	5.8以上8.6以下	○	○	○
		48	味	異常でないこと	○		○
		49	臭気	異常でないこと	○	○	○
		50	色度	5度以下	○	○	○
		51	濁度	2度以下	○	○	○
その他		52	残留塩素	0.1mg/L以下	○		○